

福島県地域で支える子育て推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、安心して楽しく子育てができる県づくりに向けて、地域の特性を生かした自主的な子育て支援活動を促進するため、福島県地域で支える子育て推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく事業を実施する事業者（以下「補助対象者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助対象者が実施要領に基づく事業を実施する場合に、当該事業に要する別表「補助対象経費」欄に掲げる経費について、補助対象者に対して交付するものとし、その額は、別表「補助金の額」欄のとおりとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助対象者は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付の申請をする場合において、交付を受けようとする補助金の額を算出するときは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。ただし、補助金の交付を申請する際に消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる書類

4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業の内容に影響を及ぼさないと認められ、かつ、補助対象事業費の20パーセント以内の減額変更とする。

(変更の承認の申請等)

第5条 補助対象者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとするときは、福島県地域の子育て支援推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 補助対象者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県地域の子育て支援推進事業補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

- 2 補助対象者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県地域の子育て支援推進事業完了報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県地域の子育て支援推進事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（全額概算払により補助金の交付を受けた場合においては、当該年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日までに行うものとする。

- （1）事業実績書
- （2）収支決算書
- （3）その他参考となる書類

- 2 補助対象者は、前項の規定により実績報告を行う場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに福島県地域の子育て支援推進事業補助金交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合はこの限りでない。

（財産の処分の制限）

第11条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助対象者は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに福島県地域の子育て支援推進事業に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第13条 補助対象者は、この要綱に定める補助金の交付を受けたときは、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月19日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助金の額
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、その他補助事業に必要な経費として知事が認めた経費	5分の4以内において、知事の定める額